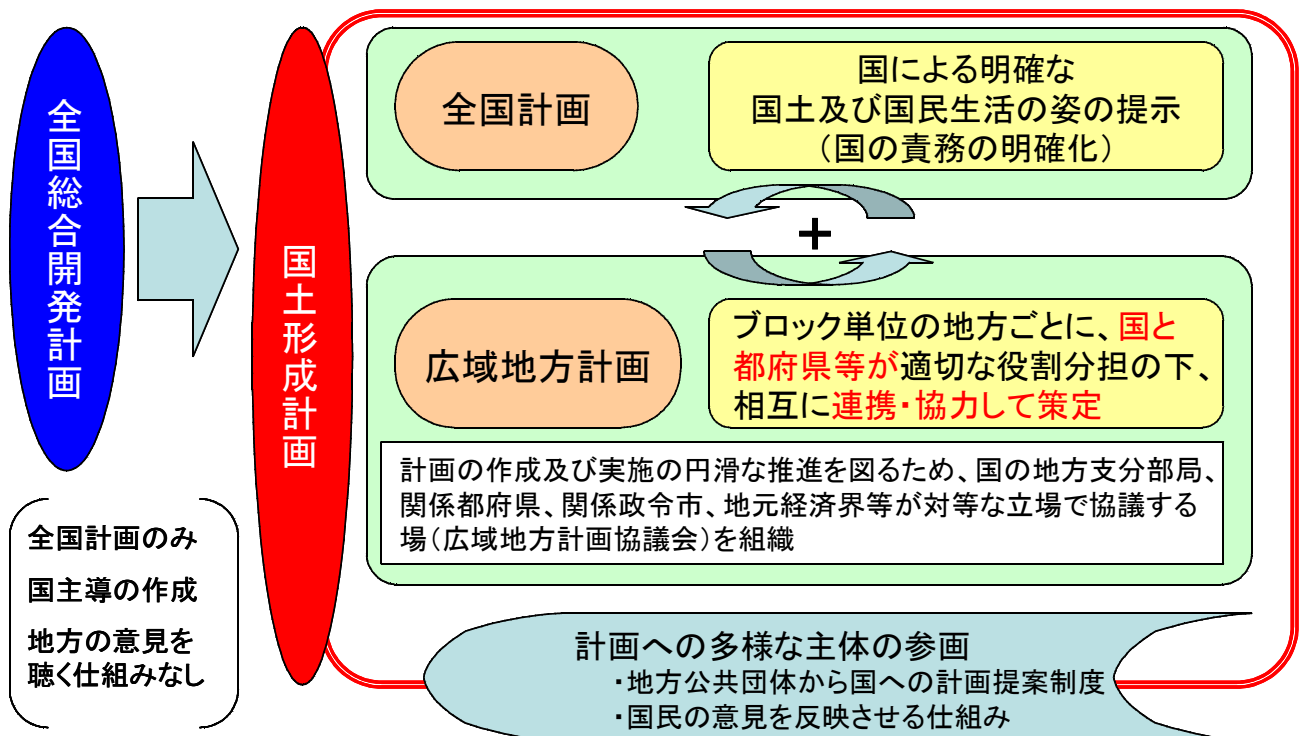


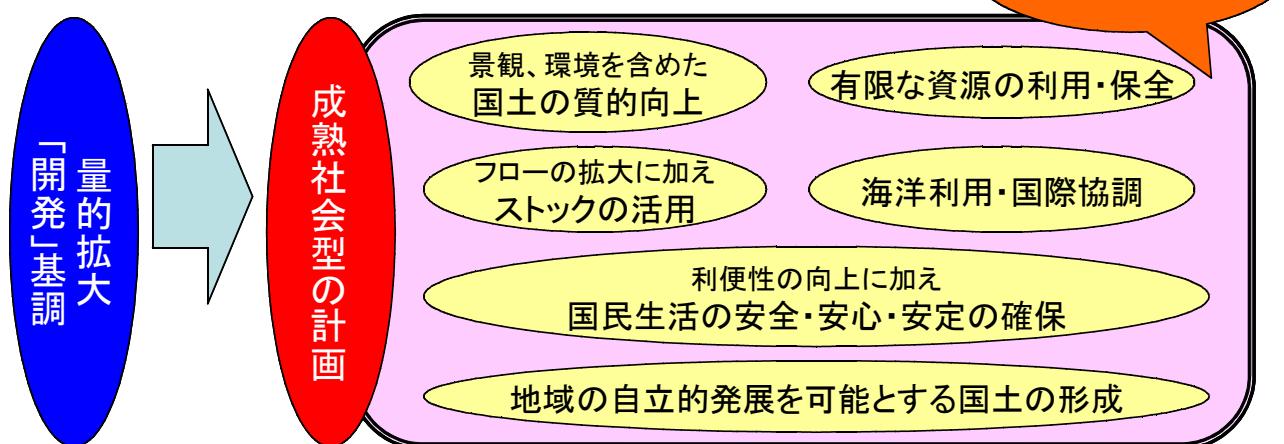
●総合的な国土の形成を図るための国土総合開発法等の一部を改正する等の法律（イメージ図）

社会経済情勢の変化に適切に対応するため、国土総合開発計画について、名称を国土形成計画に改めるとともに、計画事項の拡充、都道府県等による提案制度及び広域地方計画の創設等を行うほか、国土利用計画、各大都市圏の整備に関する計画及び各地方の開発促進計画との調整のため所要の改正等を行う。

国と地方の協働によるビジョンづくり



開発中心からの転換



※ この他、国土利用計画との一体作成、大都市圏整備に関する計画の合理化、地方開発促進計画の廃止など、国土計画体系の簡素化・一体化を図り、国民に分かりやすい国土計画に再構築する。